

【第54条（非常コンセント設備に関する基準）】

（非常コンセント設備に関する基準）

- | |
|---|
| <p>第54条 令別表第1に掲げる防火対象物の地階部分で床面積が1,000平方メートル以上のものには、非常コンセント設備を設けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により設ける非常コンセント設備は、令第29条の2及び規則第31条の2の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> |
|---|

※ 改正経過：制定〔昭和48年条例第34号〕

【趣旨】

本条は、政令第29条の2の適用を受けない防火対象物のうち、大規模な地下空間を有する防火対象物に非常コンセント設備を設置する際の基準について、必要な付加基準を定めたものである。

【解説】

- 1 非常コンセント設備は、消防隊の活動困難性が高い高層建築物や地下街において、停電時においても、電気を動力とする消防用資機材や照明設備を使用し、消防活動を円滑に行うことを目的とするものであって、配線、電源、コンセント等から構成され、単相交流100ボルトで15アンペア以上の電気を供給するものであることを要するものである。非常コンセント設備の設置及び維持に関する全国的な技術上の基準については、政令第29条の2、省令第31条の2のとおりである。
- 2 札幌市では、このほかに、政令別表第1に掲げる防火対象物において、消防隊の活動困難性が高い地階部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の大きな空間を有するものにも、非常コンセント設備を設けなければならないこととしている。
- 3 本条により設ける非常コンセント設備は、政令及び省令の規定の例により設置、維持するものである。
- 4 札幌市における非常コンセント設備の設置及び維持に係る技術上の審査基準については、札幌市公式ホームページに掲載されている「建築確認同意・消防用設備等設置規制事務審査基準」の非常コンセント設備の項を参照すること。